

人や物の動きが活発になります

飼養衛生管理基準遵守の徹底をお願いします！

現在、中国、韓国、台湾等の諸外国・地域においては、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病の継続的な発生が確認されています。

加えて、本年8月には、中国においてアフリカ豚コレラが発生・続発しているなか、中国からの旅客が携帯品として持ち込んだ豚肉製品3点から、本病のウイルス遺伝子が検出されました。

さらに、国内では26年ぶりとなる豚コレラが発生し、家畜伝染病予防に対する関心が高まっています。

これから年末年始や春節を迎えることに伴い、人や物の動きが一層活発になることから、これらを介した家畜の伝染性疾病の侵入リスクが極めて高くなることが予想されます。

伝染性疾病は、発生すると発生農場のみならず、周辺の農場や畜産業に被害を生じることとなるため、未然に防止することが大切です。

発生を予防するためには、家畜及び家きんの所有者において日頃から**適切な飼養衛生管理を徹底する**ことが重要です。

飼養衛生管理基準の確認・徹底をお願い致します！

1 適切な衛生管理区域の設定

畜舎の他に、飼料給与、清掃、家畜の出荷及び死亡家畜の管理等の作業に関連する全てを衛生管理区域とすること。

2 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置及び使用

衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置し、着用を徹底すること。

3 畜舎等及び器具の定期的な清掃又は消毒等

衛生管理区域以外の区域で使用していた器具や重機等は、十分な水洗と適切な消毒を行った後、衛生管理区域内で使用すること。

また、畜舎等施設の清掃又は消毒を定期的に行うこと。

4 他の畜産関係施設等に立ち込んだ者の衛生管理区域への立ち入る際の措置

当日に、他の畜産関係施設等に立ち込んだ者及び過去1週間以内に海外から入国し、または帰国した者については、必要な場合を除き、衛生管理区域に立ち入らせないようにすること。

5 野生動物等からの病原体の侵入防止

周辺の除草や木の伐採などにより、野生動物が接近しにくい環境とすること、農場周辺への電柵設置、畜舎における防鳥ネット設置、畜舎破損の修繕など、衛生管理区域への野生動物の侵入を防止すること。

6 毎日の健康観察、早期発見・早期通報の徹底

飼養する家畜の健康観察を入念に行うとともに、家畜伝染病を疑う症状を発見した場合は、速やかに家畜保健衛生所に届け出ること。

7 飼養管理の記録の保管

飼養する家畜の飼料給与、分娩、出荷、異常の有無、死亡等について記録するとともに、元気消失、食欲減退等の症状を示す個体が認められた場合は、具体的な症状、体温を記録すること。

(豚及びいのししの場合)

8 食品廃棄物等を原材料とする飼料を給与する場合の加熱処理の徹底

お問い合わせは山梨県西部家畜保健衛生所まで

電話・・・0551-22-0771 FAX・・・0551-22-6728

夜間・土日・休日の連絡は・・・090-5564-1018 または090-5568-0817